「鯖江市地域防災計画」

災害対策基本法第42条の規定に基づき、鯖江市の地域の災害対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項を定め、市、県などの関係機関が防災活動を総合的かつ計画的に実施することと、住民・事業所などもそれぞれの役割と責任に応じて災害防止にあたることにより、いつ発生するかわからない災害に対し、万全を期すとともに社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的に、昭和38年11月に作成された計画です。

従来から鯖江市が大規模な災害を経験した後や、法令などに重要な改正があったときに修正を行ってきました。今回は、平成15年3月に続き5回目の修正を行いました。鯖江市地域防災計画の概要は、左頁をご覧ください。

今回修正された箇所は？

⑴　平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨などの大災害を受け、中央防災会議の「集中豪雨時等における情報伝達および高齢者等の避難支援に関する検討会」で定められた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を反映したもの

ア　避難準備情報の設定と発令基準の明確化
イ　災害時要援護者避難支援プランの整備

⑵　水防法、土砂災害防止法の一部改正を受けたもの

ア　洪水ハザードマップの作成
イ　土砂災害ハザードマップの作成

⑶　平成16年7月福井豪雨など、これまでに発生した災害の経験および教訓をもとにしたもの

ア　災害対策本部体制を抜本的に見直し
イ　自主避難に関する記載を追加
ウ　情報伝達にデジタル同報防災無線を追加
エ　防災協定の締結に伴う記載を追加
オ　災害ボランティアセンターの記載を追加

平成16年7月　福井豪雨（河和田町）

鯖江市日野川洪水ハザードマップ

※鯖江市地域防災計画は、地区公民館、市民生活課（市役所本館２階西端）でご覧になることができます。また、鯖江市ホームページ（http://www.city.sabae.fukui.jp）でも公開しています。

問合先　市民生活課　防災安全グループ　☎53-2205　FAX51-8151

家族で防災について話し合いましょう

1 一人ひとりの役割分担

・日常の被害予防対策上の役割と災害時の役割の両方について決める。
・災害時の避難に支障のあるお年寄り、病人、小さな子どもがいる場合は、だれが保護を担当するかなどを話し合う。

2 わが家の危険診断

・家の内外をチェックして危険箇所を確認し合う。
・危険箇所については、修理や補強の方法について話し合う。

3 家具の安全な配置と転倒防止

・家具の配置換えによって家の中に安全なスペースをつくれないか工夫する。
・家具の転倒や落下を防ぐ方法を考え、そのための工夫などがあれば話し合う。

4 非常持出し品チェック

・家族構成を考えながら必要な品がそろっているかをチェックする。
・定期的に新しいものと取り替える必要があるもの（食料、水、乾電池など）は、だれが担当するかなどを話し合う。
・建物倒壊に備えて分散配置をする。

5 いざというときの連絡方法と避難場所の確認

・学校や仕事など家族が離れているときの連絡方法や避難場所を確認しておく。
・ＮＴＴの災害伝言ダイヤル（171）も忘れずに。避難場所や順路の危険箇所がないかなど散歩がてらに下見をしておく。

鯖江市地域防災計画

災害に強いまちづくり
①危機管理体制を強化する
②防災基盤を強化する

一般対策編
風水害・土砂災害・雪害・火災・危険物等災害・建築物災害・市街地防災・上下水道施設災害・交通施設災害などを想定

- 災害予防計画：災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災事業の推進・防災施設の整備・防災体制の強化・防災知識の普及・訓練の実施など必要な計画
- 災害応急対策計画：風水害や雪害などの災害が発生し、または発生する恐れがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するために必要な計画
- 災害復旧計画：再度の災害の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行うなど、将来の災害に備え、重要度と緊急度の高い施設から復旧を行うために必要な計画

震災対策編
震度4～6の発生の可能性を持った、都市直下型の地震を想定

- 災害応急対策計画：地震により災害が発生し、または発生する恐れがある場合、迅速かつ的確に応急対策を実施するために必要な計画
- 災害復旧計画：再度の震災による被害を防止するため必要な施設の新設、または改良を行うなど、将来の震災に備え、重要度と緊急度の高い施設から復旧を行うために必要な計画

資料編
災害対策を実施するために必要な各種資料を掲載

住民の生命、身体および財産を保護する

安全で安心なまちづくり

平成16年7月福井豪雨時のがけ崩れで倒壊した神社（中戸口町）

6月は土砂災害防止月間です。

土砂災害に備える

毎年各地で土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害による大きな被害が発生しており、平成17年には全国で814件の土砂災害が発生しています。

土砂災害の多くは雨が原因で起こります。**1時間に20ミリ以上**または**降り始めから100ミリ以上**になったら要注意です。気象情報などに気を配りましょう。

また、前兆現象が現れたときは、土砂災害の発生の危険性が高まっていますので、速やかに避難するようにしましょう。

土砂災害の種類と前兆現象

土石流

渓谷に堆積した土砂が豪雨などにより多量の水を含み、土砂と水が一体となって一瞬の間に渓谷を流下する現象。

がけ崩れ

集中豪雨や地震が誘引となり、地盤の緩みや表層の滑り、浮石の抜け出しなどを生じ、斜面が崩れる現象。

地すべり

粘土層の上部の土塊が地下水の影響を受け、その面を境としてゆっくり動き出す現象。

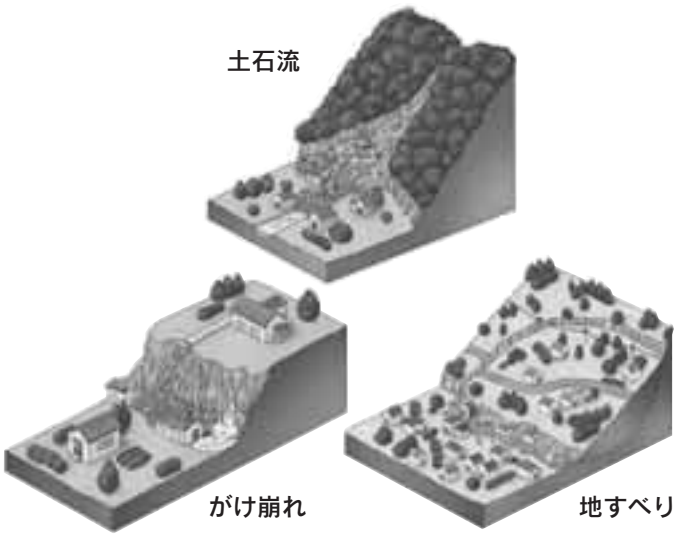

前兆現象

・川の流れが濁り流木が混ざり始める。
・雨が降り続いているのに川の水位が下がる。
・沢や井戸の水が濁る。
・小石がパラパラ落ちてくる。
・山鳴りがする。
・地面にひび割れができる。
・斜面から水が噴き出す。

日野川洪水ハザードマップの活用

鯖江市は、日野川洪水ハザードマップを作成し、関係世帯（鯖江、新横江、神明、立待、吉川、豊地区の全部および中河地区の一部）に配布しています。

このハザードマップには、土砂災害の起きる可能性のある地域も表示してあります。

日頃からハザードマップを確認し、お住まいの地域の浸水の目安や、非常時の家族の集合場所、避難ルートなどを把握しておきましょう。

問合先　市民生活課　防災安全グループ　☎53-2205　FAX51-8151